

消 防 消 第 7 0 号
平 成 2 5 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）の一部を改正する件（平成25年消防庁告示第4号）を本日告示しましたので通知します。

貴職におかれては、下記改正内容等を御了知いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 主な改正内容

1 市町村の消防の広域化の必要性（基本指針一、1）

平成18年の消防組織法改正後の広域化の進捗状況が不十分であり、今なお全国の消防本部数の約6割を占める小規模消防本部（管轄人口10万未満）における課題が解決されていないという実態、少子化に伴う人口動態の変化に加え、東日本大震災の教訓等を踏まえ、これまで以上に広域化の推進が必要である旨を追加したこと。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方（基本指針一、2）

例えば、一部事務組合又は広域連合の方式による広域化では関係市町村間の合意形成が困難と認められる場合には、事務委託の方式を検討するなど、広域化の方式については、地域の実情に応じて柔軟に検討することが必要である旨を追加したこと。

3 平成25年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

基本指針一、4以下の改正事項に共通する平成25年度以降の広域化の推進に関する方向性について、新たに一、3を設けたこと。

また、改正前の基本指針に基づく広域化の進め方と比較して、平成25年度以降においては、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、地域ごとに異なる実情をより重視することとしたこと。

4 財政措置（改正前の基本指針一、4(5)）

平成25年度の財政措置については、国の平成25年度予算成立後、基本指針に盛り込む予定であること。

広域化に関して現在予定されている平成25年度の財政措置は別紙のとおりであり、詳細については、国の平成25年度予算の成立に伴う財政措置の確定後、おつて通知するとともに、当該財政措置の内容を追加する基本指針の改正を行う予定であること。

5 推進の期限（基本指針二、(2)）

推進の期限については、改正前の基本指針に定められた推進期限（平成25年3月31日）から5年程度延長することとし、これまで広域化した消防本部が事務を開始する日は4月1日である例が多いことを踏まえ、平成30年4月1日としたこと。

6 重点地域（基本指針三、3）

推進計画に定める組合せを構成する広域化対象市町村のうち、まずは広域化の必要性が高い小規模消防本部所在市町村・非常備町村や広域化の気運が高い地域の広域化を実現することを通じて推進計画上の組合せの広域化を着実に推進するため、国・都道府県の支援を先行して集中的に行う重点地域の仕組みを設けたこと。

第二 主な留意事項

1. 平成25年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

(1) 地域の実情の重視

地域の実情の重視については、地域における広域化の必要性や広域化に対する期待を含めた諸事情を重視するという趣旨であることに留意いただきたいこと。

(2) 都道府県の役割の重視

広域化における都道府県の役割については、消防組織法上、推進計画の策定や広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときの調整等が定められているところであるが、①関係市町村の協議会の設立や運営における助言、②協議の過程において利害の対立等が見られた際の調整、③広域化に伴う消防本部の設立や運営に関する助言及び④広域化までの過程における市町村のニーズに応じた財政支援又は職員派遣等による事務負担の軽減等について一層の取組をお願いしたいこと。

なお、広域化に関する都道府県に対する財政措置については、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を拡充するとともに、都道府県の広域化対象市町村に対する補助金の交付等に要する経費について特別交付税措置を講じる予定であること。（別紙参照）

2 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策（基本指針一、4）

広域化の推進には国民及び地方公共団体による広域化に関する理解が不可欠であることに鑑み、国として広報・情報提供を強化する予定であること。

特に、広域化の先進事例、メリット、課題及びその解決事例、事務手続きに関する情報等を掲載したマニュアルを平成25年度中に作成、配布する予定であるが、その配布の前であっても、これらの情報の提供が必要な場合には、消防庁に対し随時相談されたいこと。

また、消防広域化アドバイザーの更なる活用を図るため、同一の地方公共団体や協議会等から2回以上派遣の要請があった場合においても、当該派遣に係る費用を国が負担することができるよう、消防広域化アドバイザー派遣要綱の見直しを本日付けで行ったところであり、地方公共団体や協議会等におかれても当該制度を積極的に活用されたいこと。

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）

(1) 推進計画の変更又は策定の検討

市町村の組合せを検討する際の考え方については、従来、管轄人口30万以上という目標が掲げられていたところであるが、今般、今後の広域化の推進の方向性として地域の実情を勘案することとしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、必要に応じて地域の実情を踏まえた組合せを検討し、現行の推進計画を見直すことも検討されたいこと。

また、推進計画を策定していない都道府県においては、市町村の意見を聴くこと等により、策定の必要性について改めて検討していただきたいこと。

(2) 重点地域の速やかな指定の必要性

平成26年度以降は、財政措置、情報提供等の国の支援を重点地域に対するものに重点化する予定でもあることから、各都道府県知事におかれては、重点的な支援が必要であると認める地域について、速やかに重点地域の指定を行っていただきたいこと。なお、このことは、重点地域の新たな指定及びその変更を平成26年度以降に行うことを妨げるものではないこと。

(3) 段階的な広域化の推進

推進計画に定める組合せによる広域化を段階的に推進する際には、推進計画の変更により段階ごとの組合せを定める方法のほか、推進計画を変更せずに基本指針三、3に定める重点地域の指定による方法も考えられること。

4 重点地域の指定（基本指針三、3）

(1) 指定の対象となる地域

重点地域の指定の対象となる地域の具体的な目安としては、例えば以下のようなものが考えられるが、重点地域の指定は、そのような地域の中で市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うものであること。

なお、基本指針三、2(1)のとおり、一般論としては、広域化の規模については大きいほど望ましいが、地域の実情に即した広域化の着実な推進を重視する観点から、重点地域における広域化の規模の具体的な目標は定めないこととする。

①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」

- ・当該地域内に管轄人口が10万未満の消防本部を含んでいること
- ・当該地域内に非常備町村を含んでいること 等

②「広域化の気運が高い地域」

- ・当該地域内の市町村長が広域化を行うこと又は広域化に向けた協議を行うことを明らかにしていること
- ・当該地域内の市町村において消防指令業務の共同運用の検討又は実施がなされていること 等

(2) 推進計画上の組合せを越える指定

重点地域は、原則として推進計画に定める広域化対象市町村の一の組合せの範囲内で指定されることを想定しているが、二つ以上の組合せにまたがる地域を指定することも可能であり、その場合は、指定後速やかに推進計画を変更することにより、推進計画上の組合せと重点地域の整合を図る必要があることに留意いただきたいこと。

(3) 指定の方法

重点地域の指定に当たっては、基本指針三、3(3)に基づき、各市町村の地域の事情等を十分に考慮するとともに、各市町村の意見を十分に聴く必要があること。

指定の形式については、各都道府県において任意に選択して差し支えないこと。

各都道府県においては、重点地域の指定を行った場合は、消防庁に報告していただきたいこと。

(4) 指定及び支援内容の公表

各都道府県においては、重点地域の指定を行った旨及び当該重点地域に対する支援の内容を公表する際には、できるだけ多くの住民が知ることができるような方法により行うこと。

5 財政措置

平成26年度以降の財政措置については、重点地域に対するものに重点化する予定であること。ただし、平成25年度以前に広域化した消防本部に対する財政措置についてはその限りでないこと。

第三 施行期日

公布の日